

海商法要義

中卷二

東北帝國大學
教授法學博士

小町谷操三著

海商法要義

中卷二

海上運送法(下)

岩波書店刊行

はしがき

□

海上運送法に關する部分を完結し、ここに之を公刊することが出来るのを、私は衷心よりうれしく思ふ。丁度大きな峠を一つ越した心持である。海上運送法は、海商法の中樞をなすものであるから、その全體を論ずるのに相當の苦心と日時とを要するのは、初めからわかりきつたことであるが、それにしても、既に爲したいくつかの特殊研究を基礎として、その後半を書いて行くのには、や三年に垂んとする月日が經つてしまつたことを思ふとき、感慨の無量なるものがある。さうして私は、歐洲諸國の學者が、自國の豊富な文獻と判例とに恵まれてゐることを、心から羨ましく思ふ。

私の前途には、まだ共同海損、海上衝突、海難救助及び海上保險等の難關がある。行手の遼遠にして險阻なるを思へば、誠に日暮れて道遠しの感が深い。しかしまた、それだけ興味の津々と湧き出でるのを覺えるのであつて、私は直ちに下卷の準備を始めようとしてゐる。恐らく、之を三部に分つて、順次公刊する運びになるであらう。

本書に於て論じたもののうち、物品運送に於ては再運送及び通運送に關する部分、また旅客運送に於てはその全部につき、私としていまだ意に滿たないものがある。之等の部門については、今後なほ出來うる限り研究を進めて行くつもりである。海上賣買については、先に海上賣買論を發表して以來、少なからざる内外の文獻に恵まれ、舊稿を再び検討することが出來た。これは私の欣快とするところである。

□

中卷一を公刊した後に、我國に於て海商に關する若干の著書の刊行を見た。いづれも参考書目中に掲げ、且つ之を引用するやうに心掛けた。ただ、石井照久助教授の海商法概論の充分な引用が出來なかつたこと、鈴木竹雄及び石井照久兩助教授の中華民國海商法を、旅客運送の部しか參照することが出來なかつたこと、及び上坂西三教授の貿易取引條件の研究を引用し得なかつたことは、甚だ遺憾である。なほ本年に入つて Carver, Carriage by sea の第八版が出版せられたけれども、第七版によつて既に執筆を終つた後に之を手したため、いちいち新舊兩版の差異を照合する暇なく、ただ頁數を引用する必要ある部分だけ、新版の頁を併記することにした。讀者の寛恕を乞ふ次第である。

本書は、中巻一と同一の體裁を採つたけれども、商法中改正法律の公布に伴ひ、條文の番號に變化を來たしたため、その引用方法に多少の變更を加へた。即ち、不日施行せらるべき改正法の條文を、商法第何條と記し、その下に現行法の條文を舊法として附記することにした。蓋し、現行法の條文は近々舊法の條文となると同時に、過渡期に於ける著書としては、新舊の條文を對照して參照の便宜を計ることが、是非必要だからである。なほ判例の引用に當り、商判集追録1とあるのは、小町谷伊澤編商事判例集追録一の略記である。

本書は、初め之を中巻一と合本して一冊となす豫定であつた。しかし頁數が意外に多くなつたため、各分冊を、そのまま中巻一及び中巻二としておくことにした。ただ頁のみは引用の便宜を考へて通頁となした。

附録のワルソー・オックスフォード規則は、一つには本書に於て最も參照の必要があるのと一つには拙著海商法研究第五卷五九八頁以下に於て、翻譯に勘からざる修正を加へたことにより、再び本書に收録することにしたものである。

附録に收録した旅客運送關係の用紙は、日本郵船株式會社及び近海郵船株式會社の厚意によつて掲載することを得たものである。この機會に兩社に對し謝意を表したい。

本書の出版に當つて、原稿の整理から校正を終るまでの頗る煩雜な諸般の仕事につき、猪坂三郎君、岩松愼太郎君及び栗谷啓三君の三法學士を終始煩はした。且つ原稿の整理には更に沈雄亞君及び福地俊雄君の二法學士の助力をえ、また索引の作成については、法學士何西安君の援助を受けた。ここに記して深く謝意を表する。

□

中卷一に對し、恩師松波仁一郎先生が法學協會雜誌五四卷四號七四二頁以下に於て、ま伊澤孝平教授が法學五卷三號九七頁以下に於て、石井照久助教授が法學協會雜誌五四卷四號七五二頁に於て詳細な批評を寄せられた。いづれも本書の執筆に對する力強い聲援であつたことを記して、感謝の言葉に代へたい。

昭和十三年十一月二十三日

東北帝國大學法文學部研究室にて

小町谷操三

目次

第五節 海上運送人の権利	四三二
第一款 總説	四三一
第二款 荷送人に對する權利	四三八
第一項 船積に關する請求權	四三八
第二項 船積書類交付請求權	四四五
第三項 運送貨請求權	四四九
第一目 緒言	四四九
第二目 運送貨請求權の發生要件	四五二
第三目 運送貨額の計算	四七二
第四目 運送貨支拂の時期及び場所	四九七
第五目 運送貨の請求權者	五〇〇
第六目 特殊の運送貨請求權	五〇三

第一	運送貨確定取得の特約	五〇四
第二	運送貨の前拂に關する特約	五一
第三	運送貨に附隨する請求權	五二七
第四	割合運送貨請求權	五三
第三項	碇泊料請求權	五三四
第一目	總 說	五三四
第二目	碇泊料の性質	五三六
第三目	碇泊期間	五三九
第一	緒 言	五三九
第二	碇泊期間の計算に關する特約	五五二
第四目	超過碇泊期間	五六五
第五目	碇泊料の額	五七五
第三款	荷受人に對する權利	五八二
第四款	海上運送人の債權の擔保	五九九
第一項	緒 言	五九九

第二項	海上運送人の留置權	六〇二
第三項	海上運送人の先取特權	六〇六
第五款	海上運送人の權利の消滅	六〇六
第一項	先取特權の不行使による消滅	六二六
第二項	時效	六二六
第六節	海上物品運送契約の終了	六二八
第一款	總說	六二八
第二款	荷送人の任意解除	六三一
第一項	緒言	六三一
第二項	全部傭船契約の解除	六四二
第一目	發航前の解除	六四二
第二目	發航後の解除	六六六
第三項	一部傭船契約の解除	六七二
第一目	發航前の解除	六七二
第一	他の傭船者及び荷送人と共同せざる場合	六七四

第二 他の傭船者及び荷送人と共同する場合……………六七八

第二目 發航後の解除……………六七九

第四項 簡品運送契約の解除……………六八〇

第三款 不可抗力による各當事者の任意解除……………六八三

第一項 緒言……………六八三

第二項 全部傭船契約の解除……………六八七

第三項 一部傭船契約又は簡品運送契約の解除……………七二八

第四款 不可抗力による契約の終了……………七三三

第一項 緒言……………七三三

第二項 全部傭船契約の終了……………七四〇

第三項 一部傭船契約又は簡品運送契約の終了……………七四二

第七節 特殊の海上物品運送契約……………七四二

第一款 再運送契約……………七四二

第一項 總說……………七四一

第二項 再運送人の地位……………七五七

第一目 再運送人の作成せる船荷證券の效力……………七五七

第二目 再運送人の有限責任……………七六二

第三項 主たる運送人の地位……………七六六

第一目 主たる運送人と船荷證券との關係……………七六六

第二目 主たる運送人と運送貨との關係……………七七二

第四項 狹義の再運送契約……………七七八

第二款 通運送契約……………七八五

第一項 總 說……………七八五

第二項 通運送契約關係……………七九五

第一目 緒 言……………七九五

第二目 單獨通運送契約……………八〇三

第三目 共同通運送契約……………八一五

第三項 通船荷證券……………八二七

第八節 海上賣買……………八六六

第一項 總 說……………八六六

第二項	特定船舶による著船賣買	八三九
第一目	緒言	八三九
第二目	賣主の義務	八四〇
第三目	買主の義務	八五三
第四目	危険負擔	八五三
第三項	不特定船舶による著船賣買	八六七
第一目	緒言	八六七
第二目	賣主の義務	八六八
第三目	買主の義務	八七二
第四目	危険負擔	八七二
第四項	シフ賣買	八七三
第一目	緒言	八七四
第二目	賣主の義務	八八三
第一	緒言	八八三
第二	船積に關する義務	八八五

第三	保險に關する義務	九〇四
第四	船積書類提供義務	九一五
第五	費用負擔義務	九二九
第三目	買主の義務	九三三
第四目	危險負擔	九四一
第五目	特約と危險負擔との關係	九四九
第五項	エフ・オー・ビー賣買	九五八
第一目	緒言	九五八
第二目	船積に關する當事者の義務	九六〇
第三目	費用の負擔	九六六
第四目	物品の検査	九七一
第五目	危險負擔	九七三

第三章 海上旅客運送契約

九七九

第一節 總說

九七九

第二節	海上旅客運送契約の意義	九八
第三節	海上旅客運送契約の締結	九九四
第四節	海上運送人の義務	一〇〇一
第一款	總說	一〇〇一
第二款	乗船に關する義務	一〇〇四
第三款	航海に關する義務	一〇〇七
第四款	上陸に關する義務	一〇一一
第五款	手荷物に關する義務	一〇一三
第六款	海上運送人の責任	一〇三四
第一項	總說	一〇三四
第二項	旅客自身の損害に對する責任	一〇三七
第三項	手荷物に對する責任	一〇四一
第五節	海上運送人の權利	一〇四五
第一款	總說	一〇四五

第二款	協力請求權	一〇四六
第三款	運送賃請求權	一〇五二
第四款	海上運送人の債權の擔保及び消滅	一〇五七
第六節	海上旅客運送契約の終了	一〇六〇
第一款	總說	一〇六〇
第二款	旅客の任意解除	一〇六二
第三款	不可抗力による各當事者の任意解除	一〇六七
第四款	不可抗力による契約の終了	一〇六九
第七節	特殊の旅客運送契約	一〇七九
第一款	再運送契約	一〇七九
第二款	通運送契約	一〇八七

附 錄 (一)

ワルソー・オックスフォード規則	一
-----------------	---

附錄 (二)

旅客運送契約關係用紙

日本郵船株式會社乘船申込書.....	二〇
近海郵船株式會社乘船申込書.....	二一
日本郵船株式會社運送貨受取證.....	二二
N. Y. K. Line, Deposit Receipt	二三
近海郵船株式會社渡航指圖書.....	二四
日本郵船株式會社壹等乘船切符.....	二六
近海郵船株式會社一等乘船切符.....	二六
近海郵船株式會社往復乘船切符.....	三一
近海郵船株式會社通切符.....	三一
Nippon Yusen Kaisha, First Class Ticket.....	三三
N. Y. K. Line, Tourist Cabin Ticket.....	三三
N. Y. K. Line, Overland Coupon	三三

N. Y. K. Line, Trans-Atlantic Coupon 三

附 錄 (三)

條 文 索 引	一—四
事 項 索 引	一—六